神福障支第４６４号
令和５年５月８日

障害関係施設等　　施設長　様
　　管理者　様

神戸市福祉局長

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されることに伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」が廃止されることから、本市における「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」についても廃止することとしますが、感染状況を引き続き注視する必要があることから、本市として５月８日から当面の間、以下の取り組みを行うこととします。

内容をご確認いただき、感染拡大防止対策に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

記

５類移行後における神戸市の取り組み
（神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第 27 回）資料）
https://www.city.kobe.lg.jp/documents/33729/corona-kekka27.pdf

（抜粋）
５．社会福祉施設等
高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、２か月分の使用量を確保すること。
③面会については、直接面会を含めた対応を検討すること。直接面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。
④利用者の外泊・外出を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

施設で行っている職員への定期的な検査については、週２回の抗原定性検査を引き続き実施するとともに、施設でのワクチン接種を進め、引き続き感染拡大防止に取り組む。

福祉局障害者支援課　TEL：322-5230
FAX：322-0393